

新潟市総合計画審議会規則

昭和43年11月1日

規則第37号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、新潟市附属機関設置条例(昭和35年新潟市条例第39号)により設置された新潟市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員45人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 団体の役員又は職員
- (5) その他市長が特に必要があると認める者

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、その所掌事務に係る特定の事項について、調査審議させるため部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長が欠けたとき又は部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。
- 6 前条第1項から第3項までの規定は、部会の場合に準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」とそれぞれ読み替えるものとする。

(特別委員)

第6条 市長は、知識経験を有する者から委嘱した委員のうち、特に必要があると認められたものは、特別委員とすることができる。

- 2 特別委員は、会長の求めに応じ必要な会議に出席することができる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置くことができる。

- 2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補助する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、地域・魅力創造部政策調整課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。